様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　6　年　6月　12日

沖縄県知事
　玉城　康裕　　殿

提出者

住　所　沖縄県中城村字伊舎堂354番地

氏　名　拓南製作所株式会社
代表取締役社長　本部　紹吉

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　098-895-6455

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	拓南製作所株式会社　防錆事業所
事業場の所在地	沖縄県中城村字伊舎堂354-4
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	溶融めっき業（2462）
②事業の規模	めっき加工量　5704トン（令和5年度）
③従業員数	48人（令和6年3月31日時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃酸：処理業者　大阪ベントナイト事業協同組合に委託 中和処理 廃アルカリ：処理業者　株式会社環境ソリューションに委託 中和焼却処理 汚泥：処理業者　光和精鉱株式会社に委託 金属回収及び焼却処理

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

・別紙1の通り。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和　5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
排出量	294 t	0 t	5 t

（これまでに実施した取組）

・廃酸、廃アルカリ
濃度の高い状態での廃棄は廃棄量が増えるので濃度管理を行い、液の更新時期を見極め、更新回数を減らす。

・汚泥
水洗工程を強化し、汚泥の排出を減らす。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
排出量	290 t	3 t	3 t

（今後実施する予定の取組）

・廃酸、廃アルカリ
薬品濃度をできるだけ低い値まで使用し廃棄する。低い値まで使用する事で更新回数を減らす。

・汚泥
水洗工程を強化し、汚泥の排出を減らす。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・廃酸　廃酸タンクに貯蔵しており、混ざることはない。
・廃アルカリ　アルカリ槽より直接取るため、混ざることはない。
・汚泥　指定の容器で保管のため、混ざることはない。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

同上。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する

①現状①現状

【前年度（令和令和　５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類特別管理産業廃棄物の種類	廃酸廃酸	アルカリ廃アルカ	汚泥汚泥
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t

（これまでに実施した取組）（これまでに実施した取組）

・事業所での再生利用は行っていない。

②計画②計画

【目標】【目標】

特別管理産業廃棄物の種類特別管理産業廃棄物の種類	廃酸廃酸	アルカリ廃アルカ	汚泥汚泥
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t

（今後実施する予定の取組）（今後実施する予定の取組）

・事業所での再生利用の予定はない。・事業所での再生利用の予定はない

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する

①現状①現状

【前年度令和令和　５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類特別管理産業廃棄物の種類	廃酸廃酸	アルカリ廃アルカ	汚泥汚泥
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t

（これまでに実施した取組）

・事業所での中間処理は行っていない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t

（今後実施する予定の取組 ）

・事業所での中間処理の予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　　令和　５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t

（これまでに実施した取組）
・事業所での埋立処分は行っていない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t

（今後実施する予定の取組）
・事業所での埋立処分の予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　令和　５年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
全処理委託量	294　t	0　t	5　t
優良認定処理業者への処理委託量	294　t	0　t	5　t
再生利用業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t
認定熱回収業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t

（これまでに実施した取組）
廃酸：大阪ベントナイト事業協同組合に処理委託。
廃アルカリ：株式会社環境ソリューションに処理委託。
汚泥：光和精鉱株式会社に処理委託。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	汚泥
全処理委託量	294 t	4 t	3 t
優良認定処理業者への処理委託量	294 t	0 t	3 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・特になし。

【前年度（　令和　5年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	299 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）

・特になし。

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

拓南製作所株式会社　組織図

別紙1　特別管理産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項
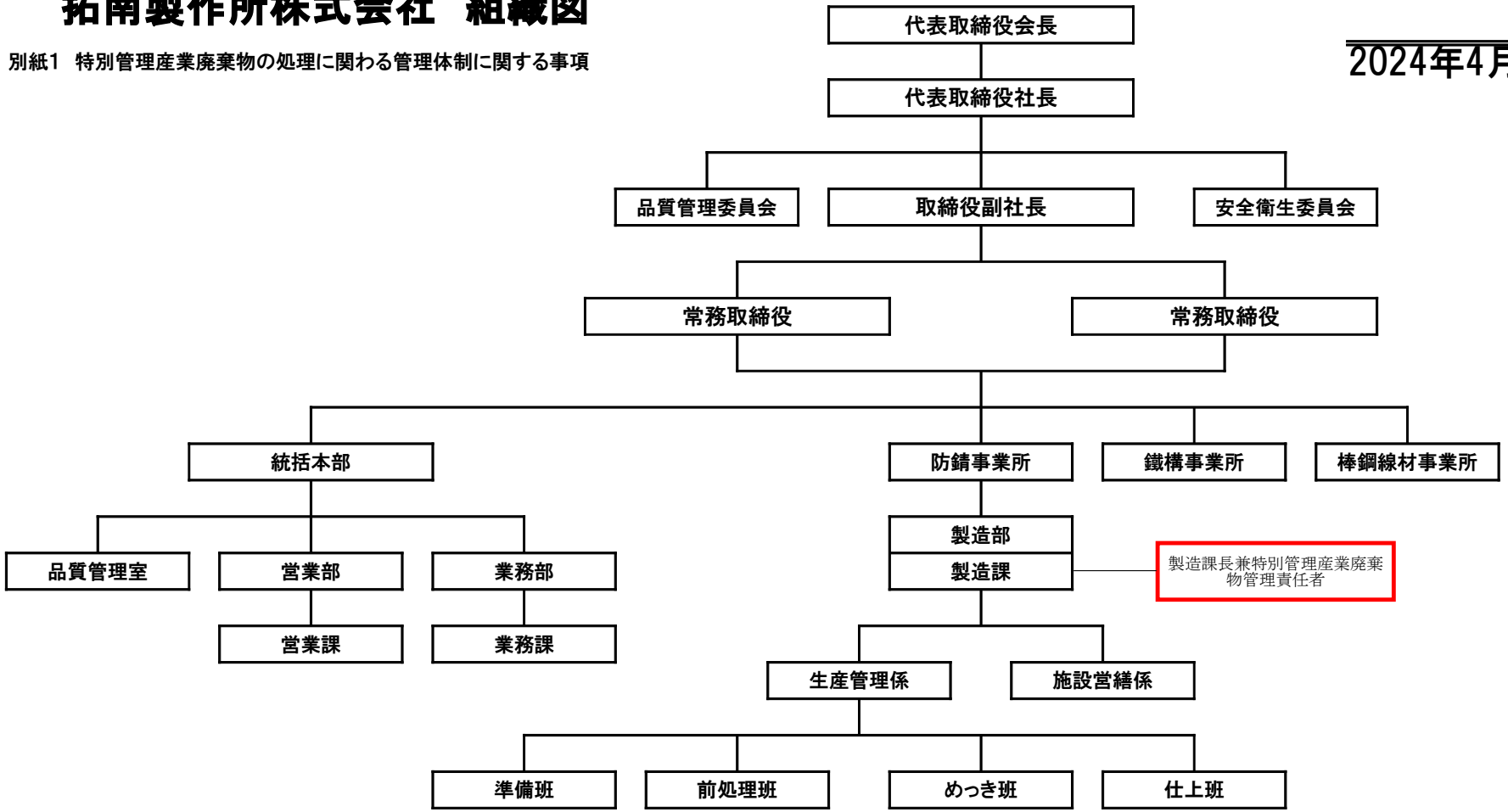
2024年4月1日現在